

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和5年11月9日

茨城県公営企業管理者
企業局長 稲見 真二

1 業務の内容等

(1) 業務名

茨城県水道広域化推進に係る基礎資料作成等業務

(2) 業務の目的

本業務は、茨城県水道ビジョン（令和4年2月策定）及び「茨城県水道事業広域連携方針」（令和5年3月）に基づき、茨城県において、水道用水供給事業（県企業局）と水道事業（市町村等）の経営の一体化を推進するために検討及び調整すべき項目の整理及びそれに係る助言、資料の作成、DXの活用を含めた統合によるメリットを創出するために検討及び調整すべき項目の整理及びそれに係る助言、資料の作成を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (8) 本業務に類似する業務の経験や専門的知識を有していること。

3 業務委託者の選定

(1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、下記(2)の評価項目に基づき、企画提案書による審査で最優秀提案者を選定する。

※プレゼンテーションは実施しない。

(2) 評価項目及び評価基準

企画提案書を、別紙茨城県水道広域化推進に係る基礎資料作成等業務委託評価項目及び評価基準により評価する。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、審査委員会終了後に文書により通知する。

イ 審査の内容については一切公表しない。

ウ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県企業局総務課企画経営室 担当：佐藤

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-4933 (直通) FAX 029-301-4989

E-mail kikei@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の閲覧期間及び場所

ア 茨城県物品役務入札情報サービス

・期間

公告の日から令和5年11月29日(水)午後5時まで

URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

イ 茨城県企業局

・期間

公告の日から令和5年11月29日(水)まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

・場所

上記(1)の担当部局と同じ(要事前連絡)

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年11月29日(水)午後5時必着

イ 提出先 上記(1)の担当部局と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。

(4) 質問の受付

公告の日から令和5年11月17日(金)午後5時まで

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で受信確認をすること。

5 その他

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県企業局会計規程89条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部または一部を免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 企画提案費用等

企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県企業局に帰属する。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。